

ストップ!

建設現場における

墜落・転落災害

～墜落・転落災害防止対策の徹底と「ゼロ災トライアル」の一層の推進を～

恵那労働基準監督署

恵那労働基準監督署管内(恵那市、中津川市)において、令和5年7月以降、建設現場における墜落・転落災害が続発しています。

墜落・転落災害は、発生すると、死亡又は後遺症が残るなどの重篤な結果につながりやすい災害であり、優先してその防止対策に取り組む必要があります。

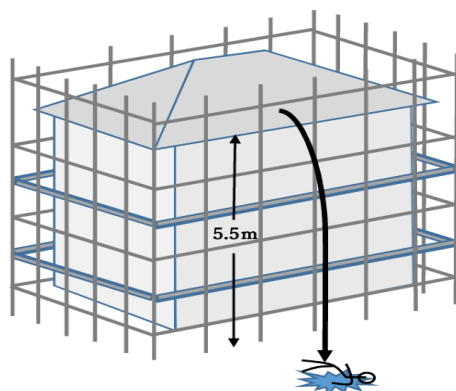
裏面のチェックリストを活用し、建設現場における墜落・転落災害の防止対策を徹底しましょう。

恵那署管内の建設現場で発生した墜落・転落災害の事例

2階建て住宅の屋根上で屋根の洗浄作業中、足を滑らせ、外部足場の手すりの下をくぐって、約5.5メートル下の地上に転落

対策

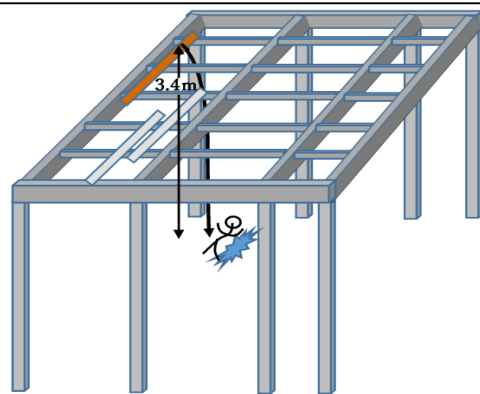
- ・屋根からの墜落を防止する高さに手すりを設置する
- ・墜落制止用器具の取付設備を設け、墜落制止用器具を使用する



工場の増築工事において、2階の床にコンパネを設置する作業中、根太上に設置した足場板から約3.4メートル下のコンクリート床に墜落

対策

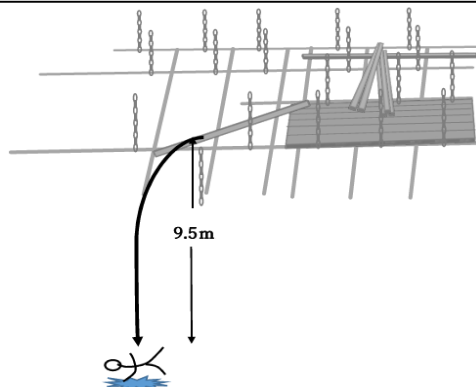
- ・安全ネットを設置する
- ・墜落制止用器具の取付設備を設け、墜落制止用器具を使用する



橋梁塗装工事現場において、つり足場の解体作業中、足場板から約9.5メートル下の地上に墜落

対策

- ・墜落制止用器具の取付設備を設け、墜落制止用器具を使用する



恵那労働基準監督署

〒509-7203 恵那市長島町正家1-3-12 (恵那合同庁舎2階)

電話 0573-26-2175

墜落・転落災害防止対策チェックリスト

点 検 項 目		確認欄
1	元方事業者等は、施工計画の策定及び工法を選定するにあたり、墜落・転落防止に関するリスクアセスメントを実施しているか。	
2	高さ2m以上の作業箇所、足場を設ける等により作業床を設けているか。	
3	作業床を設けることが困難な場所では、安全ネットの設置、墜落制止用器具を使用させる等の対策をとっているか。	
4	墜落・転落防止対策として、墜落制止用器具を使用することとしている現場において、より安全な対策（足場の設置、高所作業車の使用等）をとることができないか。	
5	高さ2m以上の作業床の端、開口部等に、囲い、手すり等を設けているか。	
6	囲い等を設けることが困難な開口部等では、安全ネットの設置、墜落制止用器具を使用させる等の対策をとっているか。	
7	手すりの高さは75 cm以上か（単管足場については手すりの高さ85 cm以上及び35～50 cmの位置に中さん、わく組足場については交さ筋かい及び高さ15～40 cmの位置に下さん。）。	
8	作業の都合上、一時的に手すり等を取り外した後、速やかに復旧しているか。	
9	屋根上での作業において、墜落防止措置（軒先から75 cm以上の高さの手すり及び中さんを設置。軒先とのすき間は30 cm以内。）をとっているか。	
10	スレート葺き屋根の上等、ふみ抜きによる危険のある箇所での作業において、幅30 cm以上の歩み板、安全ネットを設置する等の対策をとっているか。	
11	墜落制止用器具は、新規格対応のフルハーネス型を使用しているか（ただし、落下時に地面に到達するおそれのある場合（高さ6.75m以下）は胴ベルト型の使用可。）。	
12	墜落制止用器具を安全に取り付けられる設備（親綱等）を設けているか。	
13	高さ、深さが1.5m以上の作業場所に昇降設備を設けているか。	
14	移動はしごを使用する際は、頂部を60 cm以上突き出し、転位を防止するため固定する等の対策をとっているか。	
15	墜落時保護用のヘルメットを使用しているか（あごひもは、緩みがないようにしっかり締めているか。）。	

各現場でチェックを行い、問題が認められた場合には危険箇所への立入禁止等を徹底し、速やかに改善してください。



労働災害 0:ナシ を呼びかける恵那署キャラクター「くまゼロウ」